

令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

8月2日(火)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○出席議員	2
	○欠席議員	2
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
	○職務のため出席した事務局職員	2
	○開会と開議の宣告	3
	○会議録署名議員の指名	3
	○会期の決定	3
	○諸報告	3
	○管理者提出議案の上程	4
	○管理者提出議案の提案説明	5
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	9
	○一般質問	20
	○閉会中の継続審査	26
	○閉議と閉会の宣告	26

令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和4年8月2日（火曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第4 管理者提出議案の上程

第5 管理者提出議案の提案説明

第6 管理者提出議案に対する質疑

第7 管理者提出議案に対する討論・採決

第8 一般質問

第9 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	獅子倉 千代子 議員	2番	須田 義博 議員
3番	山下 隆昭 議員	4番	岡崎 和広 議員
5番	斉藤 弘道 議員	6番	斉藤 克己 議員
7番	内山 恵子 議員	8番	菅原 満 議員
9番	伊藤 妙子 議員	10番	赤松 祐造 議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

柴崎 光子	管理者
富岡 勝則	副管理者
細沼 栄	代表監査委員
村山 雅一	会計管理者
奥山 寛幸	事務局 長
紺清 公介	事務局 次長
高野 晴之	施設課 長
飯泉 博明	施設課 長補佐

職務のため出席した事務局職員

嶋田 裕樹	書記 長
永峯 孝之	書記
高橋 優樹	施設課 主査
芝垣 真人	施設課 主任

午前10時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○齊藤克己議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会いたします。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

それでは、議事日程に従い議事を進行いたします。

ここで、皆様にお諮りいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座にて行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、本日の会議はマスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座にて行うことといたします。

◎会議録署名議員の指名

○齊藤克己議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

5番、齊藤弘道議員、10番、赤松祐造議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○齊藤克己議長 次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎諸報告

○齊藤克己議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

監査委員から令和4年4月分、5月分、6月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。

以上、御了承願います。

次に、管理者報告について、柴崎管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆さまには御多用のところ御参集を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和4年5月から7月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係でございますが、監査委員における例月出納検査を毎月実施しております。また、令和3年度一般会計歳入歳出決算審査を6月27日に実施いたしました。

施設建設関係では、第6回ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催し、ごみ広域処理施設整備基本計画の素案がまとまりましたので、市民説明会を6月28日、29日、7月2日で計4回開催しました。また、6月27日から7月26日までパブリックコメントを実施し、御意見をいただいたところでございます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○齊藤克己議長 次に、日程第4、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○齊藤克己議長 次に、日程第5、管理者提出議案の提案説明を求めます。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 それでは本議会に提出する議案について順次御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、条例の一部改正1件、補正予算1件及び決算認定1件の3件でございます。

初めに、議案第8号 朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正内容につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置に係る人事院規則等の改正に基づき、条例の改定を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和4年10月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第9号 令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,120万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,892万2,000円とするものでございます。

次に、議案第10号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和3年度の歳入歳出決算額は、歳入総額6億7,446万6,001円、歳出総額5億7,192万7,398円となっており、前年度と比較して、歳入は6億1,016万938円、1,048.9%の増加、歳出は5億1,778万4,316円、1,056.3%の増加となっております。

なお、詳細につきましては事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 以上で説明は終了しました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、管理者に代わりまして、議案第8号から第10号の詳細について順次御説明申し上げます。

初めに、議案第8号 朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、それに伴う措置のうち育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について人事院規則の改正がありましたので、組合において条例改正を行い、令和4年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号 令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,120万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,892万2,000円とするものでございます。

予算書の6、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、令和3年度決算の確定に伴い、第4款繰越金を9,120万2,000円増額するものでございます。

8、9ページをお開きください。

歳出では、第3款衛生費において、ごみ広域処理施設建設用地土壌汚染状況調査業務委託料（深度調査）の2,245万1,000円を追加計上するものでございます。

第5款諸支出金は、今回の補正予算における歳入歳出の差引額6,875万1,000円を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。

以上が議案第9号の説明となります。

続きまして、議案第10号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について、御説明させていただきます。

6、7ページをお開きください。

初めに、歳入の主な内容でございますが、第1款分担金及び負担金の収入済額につきましては、総額で2億5,612万7,000円となっており、その内訳は、議会費負担金が336万8,000円、総務管理費等負担金が8,774万2,000円、清掃費負担金が1億2,694万5,000円、公債費負担金が3,007万2,000円、予備費負担金が800万円となっております。

なお、構成市負担金の負担割合につきましては、議会費負担金、総務管理費等負担金及び予備費負担金が均等割、清掃費負担金については、施設建設に係る経費が人口割、用地取得に係る経費が均等割、施設解体に係る経費は施設の所在する市が負担、公債費負担金は起債

時の経費区分及び負担割合をもって案分しております。

第2款国庫支出金の収入済額は2,967万6,000円となっており、ごみ広域処理施設建設に必要な調査、計画、測量等に要する経費について、循環型社会形成推進交付金が補助率3分の1で交付されております。

第4款繰越金の収入済額は1,016万1,981円で、前年度歳計剰余金でございます。

第6款組合債の収入済額は3億7,850万円で、広域処理施設用地取得事業債として、指定金融機関の武蔵野銀行和光支店と埼玉りそな銀行和光支店から借入れを行っております。

歳入については以上でございます。

次に、10、11ページをお開きください。

主な歳出について御説明いたします。

まず、第1款議会費の歳出決算額は306万8,239円となっており、主な内訳を申し上げますと、組合議員の議員報酬が218万631円、議員期末手当が49万6,830円、会議録作成業務委託料が37万8,840円となっております。

次に、第2款総務費の歳出決算額は8,580万8,034円となっており、主な内訳を申し上げますと、第1目一般管理費、第1節の報酬は、正副管理者、情報公開・個人情報保護審査会委員及び嘱託医の報酬で59万3,162円となっております。

第2節の一般職員の給料は3,534万2,152円で、第3節の職員手当等は3,053万8,786円となっております。

12、13ページをお開きください。

第4節の共済費は、1,315万2,696円となっております。

第12節の委託料は158万9,978円で、職員が使用するパソコンや人事給与システム等の保守委託料となっております。

14、15ページをお開きください。

第13節の使用料及び賃借料は267万2,560円で、財務会計システムに係るクラウド利用料や組合ホームページ等に係る仮想サーバ利用料などとなっております。

次に、第2項の監査委員費では、委員報酬及び費用弁償で23万2,534円となっております。

次に、第3款衛生費の歳出決算額は4億5,604万2,224円となっており、主な内訳を申し上げますと、第1目の施設建設費、第1節の報酬は、ごみ広域処理施設建設検討委員会委員報酬24万2,000円でございます。

16、17ページをお開きください。

第12節の委託料は、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託料、ごみ広域処理施設建設用地測量業務委託料など、6,127万円となっております。

次に、第2目の用地取得費、第11節の役務費は、不動産鑑定手数料235万8,400円でございます。

第12節の委託料は、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託料731万5,000円でございます。

第16節の公有財産購入費は、ごみ広域処理施設建設用地5,020平米の土地購入費、3億7,641万2,900円でございます。

第21節の補償・補填及び賠償金は、ごみ広域処理施設建設用地取得に伴う移転補償金2件分、228万279円でございます。

18、19ページをお開きください。

第3目の施設解体費、12節の委託料は、ごみ広域処理施設整備基本計画策定業務委託料のうち、和光市旧ごみ焼却場解体基本設計に係る費用594万円でございます。

次に、第4款公債費の歳出決算額は1,910万1,880円となっており、元金償還金が1,892万5,000円、利子償還金が17万6,880円となっております。

次に、第5款諸支出金は、財政調整基金積立金790万7,021円でございます。

最後に、第6款予備費でございますが、令和3年度においては予備費の充用は行っておりません。

続きまして、20ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額6億7,446万6,001円から歳出総額5億7,192万7,398円を差し引いた形式収支は1億253万8,603円となっており、翌年度への繰り越すべき財源は0円であることから、実質収支額につきましても同額となっております。

最後に、21ページの財産に関する調書を御覧ください。

公有財産は、行政財産として令和3年度中に取得した土地5件8筆の5,020平米となります。

基金についてですが、令和4年3月31日時点における財政調整基金残高は790万7,021円となっております。

続きまして、当組合が保有する1件10万円以上の物品は、軽自動車1台、電子計算機（パソコン以外）3台、パソコン9台、コピー機1台となっております。

また、令和3年度主要な施策の成果に関する説明書及び決算審査意見書を添付いたしました。

たので、併せて御覧いただければと存じます。

以上で、議案第10号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定についての説明となります。

以上、議案3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○齊藤克己議長 以上で議案に対する説明は終了しました。

ここで、細沼代表監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。

細沼代表監査委員。

○細沼 栄代表監査委員 皆さん、おはようございます。

代表監査委員の細沼でございます。

令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき実施いたしました。

令和4年6月27日、和光市役所庁議室において審査を実施し、内山監査委員と共に管理者から審査に付されました決算書及び附属書類に基づき、会計管理者所管に関わる各種帳簿及び証拠書類等について確認し、照合を行いながら予算の執行が適正に行われているかどうか審査を実施したところでございます。

審査の結果、歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも計数は正確であり、予算の執行も適正なものとして認め、決算審査意見書を管理者へ提出させていただきましたので、御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○齊藤克己議長 次に、日程第6、管理者提出議案に対する質疑と日程第7、管理者提出議案に対する討論、採決につきましては、議会運営委員会にて議案ごとに行うことを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論、採決に進みます。

質疑については、会議規則第50条第1項により、全て簡明にするものとし、議題外にわた

り、またはその範囲を超えないようお願いいたします。

また、会議規則第50条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので、御理解の上、議事進行に御協力ください。

なお、質疑の回数については、会議規則第51条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までですので、御了承願います。

また、答弁者側も簡潔な答弁により議事がスムーズに進行できるよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

初めに、議案第8号 朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ございますか。

5番、斉藤議員。

○斉藤弘道議員 では、お聞きします。

まず、先ほど人事院規則等の改正に基づいたもので、育児休業の取得回数の制限の緩和や育児参加の方についての対象の期間拡大等という説明がありましたけれども、具体的に、ここに新旧対照表もあるんですけども、具体的にどういう項目がどう変わっているのか、お聞かせいただきたいのと、あと国や構成市と比較してどこがどう違うのか、あるいは同じなのか、その点についてお聞かせいただきたいのと、あとこれの改正に当たって職員への周知や意見聴取はどのようにしたのかということを知りたいと思います。

○斉藤克己議長 それでは、答弁に入ります。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 3点御質問をいただきました。

育児休業条例の改正内容としまして具体的な点では、育児休業の取得回数については、子の出生後8週間以内の育児休業は、現行では1回まででございましたが2回までとしたこと。また、育児参加の休暇の対象期間を、現行は産後8週間でしたが、子が1歳に達する日まで拡大したことになります。

国と、内容的なものは同じでございます。構成市の2市とも同じ内容と聞いております。

職員への周知ですけれども、人事院勧告の周知は既に行っておりますけれども、今回の育児休業条例の改正が可決されましたら、改めて職員には周知したいと思っております。

以上です。

○斉藤克己議長 質問ございますか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 ちょっと今後のことみたいになってしまうんですけども、こういう細かい改正があるときに、何か新旧対照表は出ているんですけども、附属資料みたいな形で一覧でここがこう変わるみたいなものができるかどうか、今後の検討課題になってしまうんですけども、その点をお願いします。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 このような条例改正の詳細資料ということで御質問ですが、今後、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がありませんので、これで質疑を終結いたします。

議案第8号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第8号 朝霞和光資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号 令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑を許します。

質疑ございますか。

10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造です。

9ページの委託料、12節の委託料の中に、ごみ広域処理施設建設用地土壌汚染状況調査業務委託料（深度調査）として2,245万1,000円かかっているんですけども、これは調査結果、67単位区画中37単位区画が基準不適合ということで、その基準不適合のものを調査をされる

のでしょうか。

また、その最初の調査費用は800万円ですけれども、今度の調査は2,245万1,000円と3倍近く高くなっているんですけれども、この辺の内容を教えてください。

○齊藤克己議長 答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 御答弁申し上げます。

今回実施する深度調査の内容ということでございますけれども、67単位区画のうち37単位区画についての詳細調査になります。

費用が今回は高くなっている理由につきましては、過日実施した調査ですと表層上の調査が中心になっておりまして、今回、不適合が認められたところの詳細調査については、各地点において地下10メートルのところまで調査を行うということで、コストが高くなっているという状況でございます。

○齊藤克己議長 10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 調査は分かりました。

そして、この再調査、深度10メートルで調査して、ここでまた土壌が基準不適合になった場合に、その10メートルまでの土地というか土壌ですね、これをどこかに移設するのか、またはそれが漏れないように処理するのか、または洗浄してそこに残すのか、3つの方法があると思うんですけれども、もし出た場合のことをどのように考えているのでしょうか、お聞きします。

○齊藤克己議長 高野施設課長。

○高野晴之施設課長 土壌汚染調査の深度調査結果につきましては、周知の方法も含めて検討が必要であると思っています。今後、所管となる埼玉県と協議をしながら、また土地所有者の和光市とも協議をしながら、対応方策については今後の検討課題であると認識してございます。

○齊藤克己議長 10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 この場所は、和光市の土地の、和光市から借りる土地というか買う土地ならば、もしそういう費用がかかった場合に、その処理する費用の負担はどのようになるのでしょうか。

○齊藤克己議長 高野施設課長。

○高野晴之施設課長 土壌対策費用につきましては、解体工事の中で対応するものと考えてお

りますので、その費用については規約に基づき和光市の負担ということになるかと思っております。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 今のところと同じところなんですけれども、1つは37区画で基準不適合だったということなんですけれども、具体的にいうと何が出てきたのかということをお聞きしたいのと、それと決算で出てきますけれども、前回、表層の調査が行われて、今回その追加ということではないですけれども、行われるわけですが、これについては改めて入札をするのかどうか。

よくこういうことがあると、追加工事の範囲ではないけれども、前のところ、かなり安く受注していますけれども、引き続きそのままというようなことになるのか、それとも入札をするのか、私は入札したほうが、意見は言えないのであれですけれども、入札したほうがいいと思いますけれども、どういう形になるのかということと、いずれにしても土壤汚染の調査結果については公表されるべきではないかと。

後で、決算のところでもよかったんですけれども、地下水云々の話も出てきているので、周りへの汚染も含めて可能性がなくはないと思うので、これは深度調査の結果が出た上での話ですけれども、そういうことを考えるときちんと公表されるべきではないかなと思うんですけれども、それはどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

○齊藤克己議長 答弁願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 昨年の土壤汚染状況調査の結果の詳細について説明させていただきます。

この調査結果につきましては、揮発性有機化合物等の第1種特定有害物質、また農薬やPCB等の第3種特定有害物質、こちらについては検出されませんでした。

しかしながら、調査を実施した67単位区画のうち37単位区画において、いわゆる重金属類と言われる第2種特定有害物質が基準超過として認められております。

また、その内訳でございますけれども、溶出量の基準超過として鉛が10区画、ヒ素が4区画、フッ素が10区画、また含有量の基準超過としましては鉛が28区画で検出されております。また、鉛の多くは駐車場の部分から、ヒ素、フッ素については旧焼却場の建屋付近から検出されております。

続いて、公表の考え方、周知方法についてということでございますけれども、土壤汚染状

況調査の結果につきましては、今後実施する深度調査、また地下水調査の結果をもって汚染の範囲、また対応方策がある程度整理できるものと考えておりますので、その段階で管轄となる埼玉県西部環境管理事務所と調整、また協議を行った後に対応方針と併せて周知できればと考えてございます。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 入札の関係の御質問でございますが、こちらの土壌汚染状況調査業務委託は補正予算が可決されたのちに指名委員会を経て指名競争入札で業者選定を行う予定であります。

以上でございます。

○齊藤克己議長 質疑ございますか。大丈夫ですか。

ほかに質疑はございますか。

8番、菅原議員。

○菅原 満議員 8番、菅原です。

歳入、4ページ、5ページで歳入の補正額が9,120万2,000円繰り越ししているということですが、決算と絡んでしまうのですが、決算の歳入歳出差引が1億253万8,000円で、この違いを教えていただければと思うのですが。

○齊藤克己議長 紺清次長、答弁願います。

○紺清公介事務局次長 決算額の繰越金の額と補正予算の歳入の御質問でございますけれども、令和4年度の当初予算で、繰越金においては当初予算で1,133万7,000円を組んでおりますので、その額を繰越金の1億253万円から差し引きまして、補正予算の中では9,120万2,000円となっております。

以上でございます。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

8番、菅原議員。

○菅原 満議員 数字の内容、分かりました。その辺は、いわゆる繰越しを見込んだけれども、それより増えた分だけ計上したというところで、差し引きしたということなんですけれども、その辺は何か総計予算主義とかそういった点は大丈夫だということで、先ほどの説明で理解しましたが、改めて確認だけさせていただければと思うんですが。

○齊藤克己議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 令和4年度の当初予算の繰越金につきましては、例年見込みで繰越金の

額を予算計上するんですけれども、令和4年度につきましては令和3年度予算の、事業的にいうと4年度に繰り越した部分がございますので、実際に繰越明許とかはしていないんですけれども、そこら辺も踏まえた上で当初予算で1,133万7,000円を見込んでおりました。

それで、令和3年度の決算が固まりまして、実質収支が1億253万8,603円となったところなんですけれども、その当初予算額と実際の実質収支の差額を歳入として補正したものでございます。

○菅原 満議員 分かりました。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がありませんので、これで質疑を終結いたします。

議案第9号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論ありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第9号 令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第10号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を許します。

質疑ございますでしょうか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 まず、1点目として17ページの業務委託についてですけれども、これはいずれも予算額と実際の入札結果とが乖離があるということなんです、この辺、改めて状況をお聞かせいただきたいということでもあります。

それと、併せて内容については説明がこの説明書にあるのでいいんですけれども、先ほどの関連で内容について1点だけお聞かせいただきたいんですけれども、広域処理施設用地の地質調査で、結果として26メートルのところでは支持層が確認されたと。その下に、留意点として液状化、地盤沈下、地下水リスクを確認したとなっているんですけれども、これは具体的にどの程度何がどのようになっているということが確認されているのかお聞かせをいた

だきたいと思います。

それから、その下の用地取得のところですけども、以前、予算のときには坪27万円で予算を取っていますよというような話があったと思うんですが、具体的にはこれどれぐらいの金額になっているのか、これ面積との関係があるのでにわかには分からないので教えていただきたいのと、あと需用費について、消耗品ということになっているんですけども、これ予算時点にはなかった項目に流用しているということなので、改めてその内容をお聞かせいただきたいのと、基本的には予算の項目がないところというのではなくて、もちろん時期等いろんなことがあるので一概には言えませんが、基本的には補正予算を組んでいくというのが筋ではないかなと。何もなくて流用するというのはなかなか考えにくいのではないかなと思うんですけども、その点どういうことになっているのかも併せて教えてください。

それと、ページ前後して、金額も少ないとあれなんですけれども、13ページに管理者交際費ということで2万円の予算に対して1万円なんですけども、もちろん基準等はあると思うんですけども、その基準がどのようになっている、答えられる範囲で構いませんので、具体的にどういうことに使われたのかということをお聞かせください。

それから、15ページの監査ですけども、監査委員の決算審査意見書、先ほど細沼代表監査委員からの御発言があったのでよく分かりましたけれども、4項目ほど指摘があって、入札契約事務について今後より一層の事務の透明性、公平性、公正性及び競争性の確保に努めることとなっております。その下の段のその次のところは、引き続き透明性と書かれているのが、ここはより一層となっているので、何か具体的にもっとより一層こうするべきではないかというようなお考えがあるのであれば、細沼代表監査委員にお答えをいただければと思います。

以上です。

○齊藤克己議長 それでは、順次答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 こちら、先に管理者の交際費の関係を申し上げます。

組合としましては、管理者交際費支出基準を設けてございまして、その中で今回、地権者に絡む葬儀がありまして、その交際費として支出してございます。この内容としまして、この慶弔費の関係で管理者が特に認めた場合ということで1万円の支出となりました。

以上でございます。

○齊藤克己議長 細沼代表監査委員。

○細沼 栄代表監査委員 齊藤議員より御質問の、入札契約についての監査で実施をさせていただきました。

入札につきましては、構成市の朝霞市、和光市のいろいろやり方あるかと思えますけれども、現在この組合では指名競争入札を以前の、従来の形で進めていくような状況です。入札は、順次電子化であったりいろいろ進んでおります。また、コストのかかることから、またそのような点から郵便入札等もいろいろあるので、研究をしていただきたいということで書かせていただきました。

○齊藤克己議長 続いて、高野施設課長。

○高野晴之施設課長 まず、入札の結果を改めてというところについてお答えさせていただきます。

施設建設費のうち、地質調査業務委託については落札率が43.5%、土壤汚染状況調査業務につきましては39.8%、基本計画策定等業務委託につきましては、こちらはプロポーザルになります。80.1%、生活環境影響調査につきましては38%、測量業務委託については64.9%、平均で申しますと約60%となっております。

落札率が低い案件が多くなっておりますけれども、競争入札の結果でありまして、実際の業務の実施に当たりまして、特にその内容でありましたり成果物に問題があったということもございませんので、適切に実施いただけたものと考えてございます。

次に、地質調査の内容の部分で、液状化、地盤沈下、地下水リスクを確認したというところの詳細についてお答えします。

こちらは、まず液状化につきましては、一般的によく言われるところとしまして砂層が地中にありますと液状化しやすいということがございまして、多くは粘性土層なんですけれども、一部に砂層の存在があったということで、液状化リスクを配慮して実施設計を行う必要があるということの考えでございます。

また、地盤沈下につきましては、逆に粘性土について、圧密試験を実施した結果、沈下するリスクが少なからずあるだろうという結果が出ておりますので、そういった点についての配慮が必要になるという考えでございます。

また、3点目の地下水リスクということでございますけれども、川に近い建設用地ということで、実際に地下水のレベルが浅いところで50センチぐらいから2メートルの範囲に存在が確認されておりますので、特に仮設工事でありましたり土壌を掘削するような工事の際に

は、鋼矢板で止水するですとか水位を下げるための工法を使うなどの対応が必要になるということで、地質調査の結果として整理をさせていただいております。

次に、土地の価格でございますが、今回、不動産鑑定評価を実施させていただいておりますけれども、おおよその鑑定評価額、当然土地によって個別要因の差はございますけれども、平米当たりの単価で申しますと7万円から7万7,000円程度ということになってございます。

最後に、需要費のところでございますが、流用をしているところになります。こちらは土地売買契約に係る収入印紙代ということで流用させていただいております。

御指摘ありましたとおり、本来であれば消耗品費として当初から計上すべきものであると考えてございます。今回、用地買収であるという点と、また公有財産購入費で支出するといったケースもございますので、そういった中で実際に支出科目について構成市の財政当局と協議した中で、消耗品費が適切であろうという御意見をいただきましたので流用により対応させていただいたということでございます。

今後は、できる限り当初予算の段階で適切な措置を行うよう努めてまいります。

以上でございます。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 1つは、今、細沼代表監査委員から御答弁いただいてよく分かりました。これは、細沼代表監査委員のおっしゃったとおりだと思いますので、今後とも検討をしていただきたいということで要望しておきます。

それから、業務委託に関しては適切な検査もして成果物も適切なものを受け取ったと、それはそれでいいことだと思うんですけども、ただ一方であまりにも低い落札の場合、やはりどうしてもその人工代だとか、あるいはいろんなところにしわ寄せが行く可能性もあるので、今、別にこういう決まりがどうこうあるわけではないのであれですけども、そういったところにもきちっと目配せをしながら、やっぱり最低制限価格についても品質を確保する上では考えていく必要があるのではないかと思います。その点について答弁をいただきたいと思います。

あとは分かりましたので結構です。

○齊藤克己議長 それでは、答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 最低制限価格を設けていないということで、今後の方針という話です

けれども、今後、研究していきたいと思います。

○齊藤克己議長 よろしいですね。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 分かりました。ぜひ、最低制限価格に限らず、適切な支払いがされているかどうか、下請も含めて見ていく仕組みも併せて検討していただきたいと、これを要望して終わります。

○齊藤克己議長 要望ですか。

○齊藤弘道議員 はい。

○齊藤克己議長 では、次に進みます。

10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 17ページの、同じく業務委託料です。

先ほどの土壤汚染については、後ほど周知を図ったら公開していただけるということで、それはお願いいたしますが、その前のごみ処理施設建設用地地質調査の成果については、公開していただけるのでしょうか。というのは、新河岸川・荒川流域なので、今後、和光市がこの地域を何か計画はありますけれども、仕様が再度この参考知見として生かされればと私は思うんですけれども、それは公開されるのでしょうか。

○齊藤克己議長 答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 地質調査の結果についての取扱いについて御答弁申し上げます。

先ほど答弁いたしました地質のリスクにつきましては、実際に施工を行う事業者にとってみれば重要な情報になりますので、事業者を公募する段階で参考資料として公表していくことを考えております。

○齊藤克己議長 ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 以上にて、質疑がございませんので質疑を終結いたします。

議案第10号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がございませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第10号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

◎一般質問

○齊藤克己議長 次に、日程第8、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は1名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従い、お願いいたします。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造、通告に従って質問させていただきます。

初めに、発言順位1、市民説明会についてです。

去る6月28日、29日、7月2日と両市の会場で4回開催されました、ごみ広域処理施設整備基本計画（素案）に関する市民説明会についてです。

まず1、市民説明会で出た質問、意見の内容はどのようなものでしたか、内容をお聞きします。

続いて2、パブリックコメントの提出意見の内容はどのようなものでしたか、概要をお聞きします。

発言順位2、施設配置・動線計画について。

処理施設は、周囲の環境、景観に配慮した施設配置・動線計画が必要です。ごみ広域処理施設整備基本計画の素案9章の107ページ、108ページに示されている案1、案2について。

1、隣接している高齢者介護施設福祉の里の環境、景観を守ることに配慮した施設配置、また動線計画は、福祉の里のほうから見た騒然さがなく景観のよい施設配置にしていきたい。また、清掃車両の通行方法と交通規制にも配慮が必要です。取組を伺います。

2、雨水流出抑制施設の緑地について。

雨水施設は単に空堀とせず、少し深く掘り、常時水がたまる池のようにして、周りの緑地も庭のような景観とし、見学者、市民が憩えるような空間デザインとして、施設環境をクリーンなイメージのあるデザイン設計をしていただきたいと思います。取組を伺います。

3、動線計画。特に、清掃車の進入路と退出路を分離して、スムーズな出入口にすること

について。

朝霞市と和光市の広域施設となると、清掃車の台数も現行の和光市清掃センターの車両の2.5倍以上、もしくは3倍になります。原案では、桜堤通りの市道を往復するとなると、現行案では清掃車両は丁字路交差点で右折して処理施設に入り左折で出るが、これでは交差点と高齢者介護施設前の道路の混雑が予想されるので、清掃車は進入路を右折ではなく左折で入れるとスムーズな車の流れとなります。

現行の和光市清掃センターも、正月明け、休み明けは市民の持ち込み車両で渋滞が起きています。これに朝霞市の車両が加わりますので、狭い市道の交通渋滞を避けるため進入路を別に考え分離することを考え、数多くなる清掃車が渋滞せずにスムーズな進入路、出入口になるようにする必要がありますが、いかがでしょうか。取組を伺います。

発言順位3、防火対策について。

新ごみ広域処理施設の防火対策について。

ごみ処理施設の火災事故は、他市でいろいろと発生しています。和光市も、過去に破碎機が火災で損傷し、長期間稼働停止となっていました。最近では、他市ですが、宇都宮市のごみ焼却施設クリーンパーク茂原が、今年2月1日にごみ集積ピットのごみ火災事故が発生し、復旧に半年以上、今年10月に稼働再開するか否かが大きな問題となっております。

この施設は、発電能力があるごみ焼却施設ですが、今も停止中で、もう一つの小さな施設でゴミを処理しています。宇都宮市民は51万人で、大変困っている状態です。市からは、市民にごみ減量50%のお願いをしている状態ですが、現状8%程度の減量となっております。

そこで、当組合が取り組む新処理施設の防火対策についてお聞きします。

和光市の過去の火災事故や宇都宮市などの他市で起きた火災事故を学び、これからの施設設計と管理運営に生かし、防火対策に取り組む必要があると思いますが、その取組を伺います。

1回目の質問は以上です。

○齊藤克己議長 赤松議員の質問に対する答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 御答弁申し上げます。

発言事項1、市民説明会のうち、(1)市民説明会で出た質問、意見の内容について御答弁申し上げます。

朝霞和光資源循環組合では、ごみ広域処理施設の規模や処理方式、施設に関する全体的な

計画や設備計画に関する基本的事項を取りまとめるため、令和3年度からごみ広域処理施設整備基本計画の策定を進めているところでございます。

策定に当たりましては、ごみ広域処理施設建設検討委員会において施設整備に関する基本的事項や諸条件などについて審議を重ね、ここで素案がまとまりましたので市民の皆様へ計画素案の内容について広く周知させていただき、御意見を伺うため市民説明会を開催いたしました。

両市の公民館をお借りし、6月28日、29日の平日の夜間と7月2日の土曜日の午前、午後に分けて4回開催したところ31名の参加があり、約40件の御意見、御質問をいただきました。

主な御意見の内容について御紹介させていただきます。

広域処理施設建設における市民のメリットとデメリットは何か。施設建設費と管理運営費の各市の負担割合はどうなるのか。建設予定地の海拔と浸水水位をどの程度見込んでいるのか。建設予定地が和光市の今回の場所に決まったのはいつか。DBO方式を採用した場合、事業者をチェックできるのか。新施設が稼働した後、現在の焼却施設はどうなるのかなどの御質問がございました。

次に、(2)パブリックコメントの意見の内容についてお答えします。

パブリックコメントの手続につきましては、6月27日から7月26日までの30日間で募集を行いました。意見を提出された方は4名で、意見総数は21件でございました。

主な御意見の内容といたしましては、余熱を利用して植物園を併設し憩いの場としてほしい。隣接する福祉施設で余熱を活用してほしい。施設の屋上に太陽光発電設備をつけてほしい。清掃工場や清掃車の騒音などの公害や交通渋滞が起こらないようにしてほしい。市民から応募を求め、よいネーミングをつけていただきたいなどの御意見がございました。

意見に対する対応方針等につきましては、8月下旬に開催を予定しております第7回ごみ広域処理施設建設検討委員会での審議の後、公表してまいりたいと考えております。

次に、発言事項2、施設配置・動線計画のうち、(1)福祉の里の環境、景観を守ることに配慮した施設配置・動線計画と通行車両の規制についてお答えいたします。

ごみ広域処理施設整備における周辺環境や景観への配慮につきましては、基本コンセプトの一つである地域社会に貢献できる施設の中で、周辺の景観と調和の取れた施設とする方針を掲げているところでございます。このことから施設配置・動線計画に限らず、どの建築計画におきましても、福祉施設や農地などの周辺環境に配慮した施設計画となるよう、引き続き対応してまいります。

また、新施設までの搬入経路につきましては、今後、収集運搬事業者の皆様とも調整が必要となりますが、基本的には和光市の車両は現状のままの動線とし、朝霞市の車両につきましては国道254号バイパスからの動線を主要な経路とするなど分散した搬入に努めることで、周辺環境に配慮したいと考えております。

次に、（２）雨水流出抑制施設を空堀とせず、緑地も庭として、見学者が憩えるクリーンイメージを上げるデザインについてお答えいたします。

雨水流出抑制施設につきましては、埼玉県の記事に基づき、大雨の際に一時的に雨水を貯留し、時間をかけて配水する機能を持った施設となりますが、その形状等につきましては他施設の事例や維持管理上の課題なども踏まえ、引き続き検討してまいります。

また、新施設については、地域に開かれた施設として敷地内にオープンスペースや緑道を設けるなど、地域住民が気軽に立ち寄り憩える空間となるような施設を目指してまいります。

次に、（３）清掃車の進入路と退出路を分離して数多くなる清掃車が渋滞せずスムーズな出入口となるようにすることについてお答えいたします。

ごみ広域処理施設の出入口については、十分な幅員が確保できる敷地北側の和光市道を想定しております。現在の施設では、混雑時に敷地の外まで渋滞が発生しているほか、敷地内外で動線が交錯している状況でございますが、新施設においては搬入車両が場外で渋滞することを防ぐため、十分な待機動線を敷地内に確保するほか、受付や計量、支払いといった計量システムの効率化を図ることで、安全かつ円滑に車両を誘導できるよう配慮した計画としてまいります。

次に、発言事項３、防火対策、新ごみ広域処理施設の防火対策についてお答えします。

ごみ処理施設における火災事故につきましては、議員御指摘のとおり全国各地で発生しており、当組合におきましてもそのリスクについて認識しているところでございます。

他施設での事故の事例を見ますと、その原因の多くは施設に搬入されるごみの中にリチウム電池やスプレー缶などの発熱や発火のおそれのある有害ごみが混入しているケースが多い状況でございます。

このことから、まずは分別排出について住民の皆様にご協力をいただけるよう、構成市と連携して周知啓発に努めてまいります。

また、施設側での対応といたしましては、現在、策定を進めておりますごみ広域処理施設整備基本計画（素案）において、発熱や発火のおそれがある危険物等を選別ラインで除去する方針としているほか、リスクが顕在化してしまった場合には被害を最小限とするため、爆

発火災の対策を講じる方針としており、仕様については他事例を参考にしながら引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○齊藤克己議長 10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に発言順位1ですけれども、市民説明会とパブリックコメントで、素案に対する反対というような意見はありましたか。あればどのような内容でしょうか。また、今後どのような回答をされるのか、対応をお聞きします。

もう一つは発言順位3、防火対策について。

宇都宮市のクリーンパーク茂原の火災事故の出火原因の特定はまだされていないが、市の情報では市民が捨てた可燃ごみの中にリチウム電池か可燃ガスボンベが入っていたのではないかとされています。また、火災で燃えたピットの中のごみそのままになっていて、新規クレーンを設置し、ごみを引き上げてから調査するらしいですが、そのリチウム電池、可燃ガスボンベによる火災事故は他市でも度々発生しているそうです。

そこで、朝霞市、和光市においてこのような火災は起きているのでしょうか。また、市民への周知啓発、分別についてどのような取組を行っているのでしょうか。

近隣のふじみ野市のごみ分別では、リチウム電池などは赤い色つきのポリ袋に分別しているそうです。また、火災が起きた場合の自動消火機能、職員による消火体制、消防署への通報体制はどのようになっているのでしょうか。

宇都宮市では、消防署への通報が1時間ほど遅れ、消火ができず大火災になったと言われております。そういうことを起こさない仕組みを考えておく必要があると私は思います。

そこで、当組合ではどのような防火対策、消火体制などを考えておられるのか伺います。

質問は以上でございます。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を求めます。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、1点目の計画素案に対する反対意見等の内容とその対応についてお答えいたします。

市民説明会では、景観への配慮や浸水への対応など様々な御意見をいただいておりますが、基本計画（素案）に対する反対意見としましては事業方式に関するものがございました。

内容は、DBO方式では事業者が行う業務を細かくチェックできないと思われるため反対

であるといったものでございました。

この件につきましては、事業方式についてはPFI等の導入可能性調査を実施しており、DBO方式が公設公営方式と比べて20年間でおよそ14億円のコストメリットが見込めるほか、工事や業務を個別に発注するのではなく、施設を建設する前の段階から維持管理までを一体的に発注することで効率的な運営ができること、また事業の監視については組合として仕様を定め、しっかりとモニタリングや監査を実施していく旨、御説明をさせていただきました。

また、パブリックコメントの中でいただいた反対の御意見としましては、大規模に運用するのではなく、小規模で運用するほうが小回りが利き効率的であるため、組合方式にそもそも反対であるというような御意見がございました。

こちらのパブリックコメントについてはまだ対応方針等について公表しているものではございませんが、組合といたしましてはごみ処理広域化を実現することで建設コストや維持管理コストが大幅に削減できるほか、施設規模が大きくなることで効率的なエネルギー回収が見込めることから広域で処理を行ったほうが効率的であり、両市にとってメリットがあるものと考えております。

次に、発言事項3、防火対策の再質問についてお答えいたします。

まず、火災事故の両市における発生の内容でございますが、構成市に確認したところ、収集車における火災のほかストックヤードでの火災、ごみ処理施設での火災が過去に発生しているとのことであります。

また、リチウム電池やスプレー缶などの混入による事故を防止するため、構成市ではごみ出しにおける分別の徹底を啓発しているところでありまして、市のホームページやパンフレットなどを活用して周知を図っているとのことでございます。

当組合といたしましては、新たにごみ広域処理施設を整備する際に、監視や検知をするシステムでありましたり、消火設備の導入と併せて構成市と情報を共有しながら稼働後の管理運営体制を構築してまいりたいと考えております。

また、火災発生時などを想定した緊急対応マニュアルを作成することはもとより、自主防災組織を整備し定期的に訓練を行うなど、いざというときに落ち着いて役割分担の上、初期対応が取れるよう、十分な取組体制を構築してまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤松祐造議員 よろしく申し上げます。

○齊藤克己議長 よろしいですね。

以上で赤松議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○齊藤克己議長 次に、日程第9、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定について、次の議会の質疑質問について、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、委員の選任に関することについて、その他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎閉議と閉会の宣告

○齊藤克己議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、令和4年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月2日

議 長 齊 藤 克 己

署 名 議 員 齊 藤 弘 道

署 名 議 員 赤 松 祐 造